

# 東三河の くらしと自治

「住民と自治」2019年7月号付録  
会報：「東三河のくらしと自治」  
2019年6月10日 第73号  
発行：東三河くらしと自治研究所  
発行人：宮入興一（代表世話人）  
住所：豊橋市中柴町100-1  
東三河労連内：0532-54-2011

## 「介護保険制度の変質過程と今後の改革課題を解明！」

牧野 幸雄（研究所副代表）

5月11日（土）午後、アイプラザ豊橋201会議室で「第2回地方行財政部会」を開催し、参加者は16名でした。すこやか会理事長の阿藤広志氏さんから「介護保険をめぐる現状と今後」、私が「介護保険制度の推移」を報告しました。

### ○ 阿藤理事長からの報告の主な内容

・介護保険制度は、「介護の社会化」「利用者本位」を理念に介護を社会全体で支える仕組みと言われた。創設当時の行政説明は、「社会的支援システムの構築」「家族介護の負担軽減」「老後の不安解消」とまで言っていた。しかし、3年ごとの改正を重ねて19年目の現在、この理念は何処に行ってしまったのか。

・私が思う現在の介護保険制度の課題は、次の4点である。

- 1、「家族介護」の前提は今も変わらず
- 2、給付抑制の仕組みが次々と実施され必要なサービスが受けられない
- 3、費用負担の増加によりサービスが受けられない
- 4、過酷な労働と深刻な人材不足

以下、具体的に現状と課題を指摘する。

- ・2018年度報酬改定を含む介護と福祉をめぐる情勢はどのようなものか。改定率+0.54%だが、その内容は、自立支援・重度化防止に資するものに高い評価として+1%、通所介護等の給付の適正化として△0.5%と説明している。
- ・「介護報酬の概要」の主な項目の中には、「介護ロボットの活用の推進」はあっても「職員の処遇改善」という言葉はない。閣議決定で決めた、勤続10年以上の介護福祉士についての月額平均8万円以上の処遇改善は、いつ頃実施するのだろうか。
- ・介護報酬は2000年の制度発足から下がり続け、事業所の倒産は毎年過去最高を更新している。

また、深刻な職員不足に陥り、サービスの縮小や、新規事業所が職員不足で開設できない状況が生じている。このような現状からも大幅な報酬増がどうしても必要である。





### ・ 3割負担の導入

前回改定で利用料の2割負担が導入された。その影響の検証も不十分なまま3割負担が導入された。3割負担の対象者は単身世帯で340万円以上（夫婦世帯の場合は463万円以上）。対象者は約12万人。受給者全体の3%といわれている。3%の対象者の負担増で介護保険制度の継続運営に繋がる財源確保には全くなならない。まして、「能力に応じた応分の負担」と言いながら負担割合だけを高め、経済的能力のない人の負担を下げようとしするのは本末転倒だ。

誰でも必要なときに低額で利用できる介護保険制度として利用料は1割負担が原則であった。この原則を崩し、2割、3割負担を導入する先は、医療保険を見れば明らかのように、2割3割負担が基本へと変化させることが目的と思われる。

### ・ 「自立支援」の名で保険者機能を強化

第7期の介護保険事業計画に市町村は介護予防・重度化防止等の取り組み内容及び目標を記載することが義務付けられた。また、その目標については、達成状況を公表することになっている。国はその結果を評価し財政面で評価報酬を行うことになった。これは、「自立支援」の名のもとに、保険者を財政的に締め付ける極めて危険な仕組みである。

### ・ 「自立」とは、サービスを受けながらその人らしい暮らしを継続すること。国は自立支援という言葉の巧みに使っているだけで、目的は利用抑制としか考えられない。

### ・ 共生型サービス

共生型サービスは、障害者自立支援法のサービス事業所が、介護保険法の居宅サービスの一定の基準を満たせば指定が受けられ、高齢者と障害者が同じ事業所で同時にサービスが受けられる制度として始まった。

このサービスが本格的に動き出せば、障害者福祉サービスは介護保険事業に吸収されることが予想される。福祉種別の専門性の違いも吟味することなく、既成事実を作り、一体化を進めることは福祉の崩壊にも繋がる。

## (現在の介護保険制度の矛盾)

- ・ 現在の介護保険の給付水準は、在宅で24時間介護を保障するものになっているのだろうか。特別養護老人ホームの待機者が1施設200人を超え社会問題になりかけたときの対策は入居対象を要介護3以上にする軽中度者の足きりですましている。これで「介護の社会化」と言えるだろうか。
- ・ 介護保険料は、月額15,000円以上の年金の方から天引きされる。国民年金の方がこの保険料を支払った上に、1割のサービス負担金を支払うことができるだろうか。所得の低い人ほど、介護保険サービスを控え、家族介護へ依存するしかない。
- ・ 現政権は、持続可能な介護保険制度の確立をうたい文句に、要支援者のみならず、要介護1、2の方への生活援助サービスも保険外にしようとしている。徹底した給付抑制と、自助・互助を強調した介護の家族依存へ回帰する方向は「介護の社会化」を完全に放棄したものと思えない。

- ・ 国が考える「地域包括ケア」は、医療から介護へ、施設から在宅へと高齢者の支援ステージを「川上から川下へ」押し流し、家族や地域に丸投げするケアシステムである。



### (次なる介護保険制度改正の論点)

- ・ 厚労省では、次期介護保険制度改定に向けた議論が行われている。現在の状況は、財務省の財政制度等審議会が提出した「平成31年度予算の編成等に関する建議」で大筋の方向を取りまとめている。
- ・ この建議で示された内容は、次の6つの論点を示している。

#### ① 利用者負担関係

居宅介護支援におけるケアマネジメント（ケアプランの作成）に利用者負担を設ける。（無料 ⇒ 有料）

介護保険サービスの利用者負担を原則2割とするなど、段階的に引き上げていく。介護保険施設等の補足給付についても見直しを検討する。

#### ② 介護予防領域

要介護1・2の人に対する生活援助サービス等を地域支援事業へ移行する。

#### ③ 保険者機能の強化のためインセンティブ付与を活用

#### ④ 介護報酬改定関係

介護サービスの質への反映や事業者経営への効果・影響を検証するPDCAサイクルを確立した上で、次期介護報酬改定に反映。

#### ⑤ 人材確保・育成

人員・設備基準の緩和といった制度改革。

#### ⑥ 介護事業所・施設の経営の効率化

介護サービスの経営主体の統合・再編を促す。

このようにどんどん利用者からお金をとろうとしたり、保険給付を減らそうとしている。人材不足についても誰でもいいというような基準の緩和を考えている。これが政権が考えているこれからの動きである。

### (最後に)

- ・ 将来のことを考えるとき、「どんな制度・サービスが必要か」とともに「財源確保をどうするか」の両面を知り、自分なりの意見を持つことが私たちに求められている。
- ・ 国のお金はないわけではない。税制の矛盾を解消し、大企業の内部留保を税として徴収すれば国の財政は上向く。経済優先の政治を改め、税金の使い方に納得できれば北欧のような高負担、高福祉の社会も受け入れることができると思う。

### ○ 牧野からの報告の主な内容

- ・ (制度発足に先立つ1994年の「21世紀福祉ビジョン」や「高齢者介護サービス研究会報告」から説明。) 2000年の制度開始以降、介護保険本体から市町村事業へのサービス

の切り離しや利用者の負担割合のアップ、給付範囲の縮小など改悪が繰り返されてきた。

- ・ 公的資金の投入割合が現行の50%（利用者負担分を除く）のままでは、保険料の引き上げか、給付範囲の縮小、または利用者の負担増といった議論に陥ってしまう。公的資金割合の大幅な引き上げが必要だ。

（両報告の詳しい内容はレジュメに書かれています。レジュメは事務局にお求めいただければお送りします。）

## ○ 出された主な質問、意見

- Q 消費税を社会保障の安定財源に使うというのはおかしい。消費税は低所得者の負担が大きい。資産課税や相続税などを富裕層からとって低所得者に配るべき。
- A 10%に上げるのに軽減税率を導入すると言っているが、食料品などを8%に抑えるだけ。低所得者対応ではないと思う。
- 大企業の内部留保がなぜそんなに貯まるのか。税制の仕組みが大企業優遇になっているから。税制の抜本的な改革をしないとイケない。
- Q ケアマネージャーの役割が重要だが、ケアプランの有料化でケアマネージャーの待遇はよくなるのか。
- A ケアマネさんは収入面でも仕事の実態面でも厳しいものがあるときいている。ケアプランが有料化されたときに多少でもケアマネさんに還元されるのかわからない。有料化は財政審が出しているが、厚労省はまだ正式な案としては示していない。

## 宮入代表から3点コメント

- ・ 今問題になっている一番重要なことに財源をめぐる問題がある。研究所としても国の財政問題をやってみたい。
- ・ 二つ目は、昨年10月に広域連合の調査をしたが、今年は11月の集会に合わせる形で調査検討したい。
- ・ 三つめは、3年かけて東三河の白書づくりをしているが、それを理論的にまとめて今後展開したいと考えている。皆様のご協力をお願いする。

（以上の他、たくさんのご質問、ご意見をいただきましたが、紙面の都合上省略させていただきます。）

## 「第5回地域産業部会」開催決定～是非、ご参加下さい！

- ◆日時：8月3日（土）午前10時～12時 アイプラザ豊橋 307
- ◆内容：「サービス産業としての医療」（報告者 牧野研究所副代表）  
「東三河振興ビジョン」（※報告者 未定）

※なお、参議院選挙が8月4日以降に実施される場合は、中止します。

## 第20回サイエンスカフェ

### 「近世の吉田宿～姫海道を中心に～」

講師 後藤 清司さん（豊橋市自治連合会幹事、嵩山校区自治会会長）



2月16日（土）アイプラザ豊橋において、講師に元豊橋市美術館館長の後藤清司さんをお招きしサイエンスカフェを開催しました（参加者27名）。

後藤さんからはまず初めに、吉田宿が東海道34番目の宿場で、多くの人やモノが集まる城下町であり、宿場町、湊町としても重要な場所であったことが話されました。また姫街道は、正式には本坂通（ほんざかどおり）という東海道の付属街道（バイパス）で、姫街道というのは、陸路を選ぶ女性の旅人が多かったことからつけられた俗称であるということ、通行で沿道の人々をびっくりさせた例として、享保14年（1729年）に長崎から江戸に向かう象の通行があったことがあげられ参加者の方から驚きの声が上がりました。

今回で20回目の記念すべきサイエンスカフェは、後藤さんの含蓄のある報告と参加者の活発な議論をとおして非常に盛り上がりを見せ、改めて豊橋の歴史的な懐の深さと魅力を再認識する場となりました。

参加からの感想：

- ◆姫街道というのはお姫様の行列が通った道ぐらいに思っていたが、聞いて見なきゃ分からないもので勉強になった。
- ◆大変詳しい資料と長年の研究資料を紹介しながら、貴重なお話しだった。たまたま今週みた 映画「殿、利息でござる」と先生のお話が重なり、先生のお話の貴重さが伝わった。



## 「東三河くらしと自治を考える集会 2019」 開催決定！！

東三河では、「東三河くらしと自治を考える集会 2019」を下記の日時で開催することとなりました。先日 1 回目の実行委員会を開催し、6/28 開催の2回目実行委員会では分科会詳細を決めます。今回で4回目開催となるこの集会ですが、今回も多くの方に興味を持って頂けるような集会にしていきますので、

会員の皆さまには、是非今から予定しておいて頂けたらと思います。

日時：2019年11月16日（土） 10時～16時（予定）

会場：アイプラザ豊橋小ホール 並びに会議室

午前 記念講演：岡田知弘先生（京都橘大学教授、自治体問題研究所理事長）

「地方自治体をめぐる新潮流—安倍流自治体戦略の問題点と今後の課題」

午後 4分科会を予定

## 「第45回 東海自治体学校 開催報告」



5/19（日）に「第45回東海自治体学校」が名城大学で開催され193名が参加、当研究所からも牧野副代表や宮入代表が参加しました。午前中は、「地方自治をおびやかす国の動きに対し、今 住民と自治体にできること」と題し、岡田知

弘先生（京都橘大学教授、自治体問題研究所理事長）の講演があり、午後からは12の講座・分科会がありました。参加者の皆さんは、岡田先生の歯切れのある講演に聴き入っていました。「東三河くらしと自治を考える集会」に、岡田先生をお招きしています。今から先生のお話が楽しみです。